

## 令和4年度 第4回大和市総合計画審議会 会議録

- 1 日時 令和4年11月1日(火) 13時30分～16時15分  
2 場所 市役所本庁舎 5階 研修室  
3 出席者 委員11名(欠席3名)  
対 面：池田、宇佐美、大西、小林、高尾、田中(寛)、中林、山元  
オンライン：糸賀、川淵、田中(孝)

(委員、敬称略)

4 傍聴人 なし

5 次第

1 開会

2 議題

(1) 健康都市やまと総合計画・前期基本計画の施策評価について

・第3回総合計画審議会における評価の確認

(個別目標5-1、6-1)

・施策評価

(個別目標6-2、6-3、5-2、5-3\*)

※個別目標5-3の施策評価は次回以降に持ち越し

3 その他

6 会議資料

資料 1 : 令和4年度 施策評価(二次評価)  
個別目標5-1、6-1

資料 2 : 令和4年度 施策評価(二次評価)  
個別目標6-2、6-3、5-2、5-3

資料 3-1 : 施策評価(一次評価) 個別目標6-2

資料 3-2 : 施策評価(一次評価) 個別目標6-3

資料 3-3 : 施策評価(一次評価) 個別目標5-2

資料 3-4 : 施策評価(一次評価) 個別目標5-3

資料 4 : 施策評価(一次評価) 補足資料

【議 事】

- 会長 : 議題(1)健康都市やまと総合計画・前期基本計画の施策評価について、第3回総合計画審議会における評価の確認の説明を求める。
- 事務局 : **【資料1について説明】**
- 委員 : 全体的によくまとまっていると思う。特に、資料1の2ページに記述のある生産緑地については、今後の活用を大きく前進させるように求めるようになっており、適切な表現である。
- 会長 : 資料1の1ページ、めざす成果5-1-2指標①「地域で広域避難場所が知られていると思う市民の割合」の令和3年度の実績値が70.9%となっているが、一時(いつとき)避難場所、広域避難場所及び避難生活施設それぞれの意味を正しく理解していない人が多いように思う。また、コロナ禍を踏まえ、大和市では災害時に在宅避難も検討するように呼び掛けているが、在宅避難者には食料の提供などの支援も必要である。そのため、後期基本計画において、在宅避難を含めて整理した避難方法についての方針を市民に伝えることが重要である。これらの点を踏まえ、資料1の1ページの「令和4年度 施策評価(二次)結果(令和元年度～3年度分)」の⑥については、一時避難場所、広域避難場所及び避難生活施設への避難に加え、在宅避難も含めた総合的な避難方法を検討するように求める旨を追記していただきたい。
- 事務局 : 承知した。
- 委員 : 災害時における自助・共助・公助の中で、まずは自助が重要であり、被災した際、どのように行動するかを、一人ひとりが平時から考えておく必要がある。自助の重要性について、市民への意識啓発に努めていただきたい。
- 会長 : 自助・共助・公助の役割分担も含めて、市民の命と生活を守る避難方法を検討してほしい。  
避難生活施設は、「避難生活支援センター」という名称がふさわしいような役割も担うようにして、在宅避難者に必要な物を届けるようにできることが望ましいと考える。しかし、公助だけでは在宅避難者も含めた全ての避難者に対応することはできないので、避難生活施設の運営に地域住民も関わるといふ共助が不可欠となる。共助が必要となる理由を、市民と行政が共有することが大切である。
- 事務局 : ご意見いただいた点を踏まえて修正したい。
- 会長 : それでは続いて、議題(1)健康都市やまと総合計画・前期基本計画の施策評価について、個別目標6-2の説明を求める。
- 事務局 : **【資料2、資料3-1、資料4について説明】**
- 委員 : 資料3-1の7ページ、めざす成果6-2-2の「主要な事務事業の内容」に「空家等対策事業」が記載されているが、令和2年度以降、決算額が大きく減少している。また、市内に空き家が何軒あって、対策がどのくらい進んでいるのかといったことが今回の資料では示されていない。空き家については、行政による直接的な対応には法的に難しい面があることも理解しているが、防災、防火、景観など様々な点で問題となるので、何らかの対策を検討しなければならないと思う。

- 建築指導課長 : 令和元年度は、空き家の実態調査に係る委託業務を行ったため、例年に比べて決算額が大きくなっている。空き家対策としては、管理不全等の空き家の所有者へ適正管理を依頼することを主として実施しており、令和4年7月時点で150戸を空き家として把握している。今後に関しては、「空家等対策基本計画」の策定に向けて取り組む予定であり、その中で空き家の利活用についても検討を進めたいと考えている。
- 会長 : 150戸は住宅のみか。所有者も全て把握しているか。
- 建築指導課長 : 住宅が中心である。相続人が確定していない物件などがあり、所有者を把握することが大きな課題となっている。
- 会長 : 相続人が確定していない物件であっても、固定資産税を所管している部署では納税義務者と連絡がついているのか。それすらも滞ってしまうと、誰が所有しているかわからなくなる。
- 建築指導課長 : 相続放棄されている物件が若干あるが、それ以外については、課税台帳等をもとに所有者に連絡し、対応を促している。
- 会長 : 地方の自治体では、空き家を利活用するためにNPO等の組織を作り、若い世代の移住者に改修した空き家を安く賃貸し、賃料を所有者に還元する取り組みが行われている。大和市では、どのような利活用を考えているか。
- 建築指導課長 : 大和市では既存の空き家を利活用するよりも解体して新しく建て替えるケースの方が多いように思う。また、空き家の多くは旧耐震基準で建てられているため、利活用する場合の課題の一つになると考えている。
- 会長 : 空き家対策を推進するための組織や委員会はあるか。
- 建築指導課長 : 現状そのような組織はないが、今後「空家等対策基本計画」を策定していく上で、協議会の設置を検討していきたい。
- 会長 : 相続放棄して国などに寄付したい、売却したいが接道義務を満たせず、なかなか買い手がつかない等、様々なケースについて空き家や空き家のある土地の所有者が相談できる体制を整えるという意味でも、利活用の推進にあたっては協議会等の組織があった方が良いと思う。  
また、個人情報保護の観点から、所有者の連絡先を自治会等に伝えることは難しいと思うが、地域と連携して対応することは必要になるので、そういった点からも相談窓口や体制を整備することが望ましいと感じる。
- 委員 : 「特定空家等」に該当すると、固定資産税の住宅用地に係る軽減措置の対象外となるので、空き家対策の一つとして「特定空家等」の指定に積極的に取り組んでいただきたい。また、空き家の利活用や建替などについて、市民が専門家に相談できる窓口があると良い。150戸の空き家であれば、個別に対応することも可能と思うので、いろいろな手段を用いて空き家に関する問題を解消してもらいたい。
- 委員 : 居住者の年齢や居住人数に基づき、空き家になる可能性が高い家を把握し、その居住者と市が事前に協議することで、空き家の発生を防止できないか。

- 建築指導課長 : 令和元年度に実施した実態調査で、空き家は584戸であった。空家法では、居住していないことのみをもって空き家とみなされるわけではないが、空き家になる恐れがある建物と捉えている。空き家及びその敷地を相続後に除却し売却した場合、条件を満たせば譲渡所得から3,000万円の控除を受けられる制度もあるので、税制面の周知も含めて対策に取り組んでいきたい。
- 会長 : 大和市で行っている終活支援においても所有不動産に関する相談を受けることにより、空き家発生の防止に繋がると思う。  
先ほど申し上げた協議会について、弁護士と宅建業界の方を委員に含めている自治体も多く、売却額や法的な問題などについて相談することができる。特定空家の指定に関しても意見をもらうことができるので、大和市でも、そのような方を協議会の委員に加えることについて検討していただきたい。
- 委員 : 空き家対策は重要な課題であるが、今回は施策評価を行うための審議会であるため、今後の対応等の提案ではなく、市が実施してきた施策が妥当であるかの議論に時間を割くべきだと思う。政策や改善策を考えるのであれば別の場を設けて議論した方が良い。  
資料3-1の2ページ、めざす成果6-2-1の指標②「プロムナードにおける1日あたりの通行者数」について、通行者数はどのように測定したのか。天候によっても通行者数は増減すると思う。また、「プロムナード」というのは、大和駅の東西に延びる歩行者専用道路を指していると思うが、市全体の市街地整備が計画的に進んでいるかを表す指標として妥当なのか。例えば、文化創造拠点シリウスができたことにより、鶴間駅など他の駅周辺の人通りが減って、大和駅に集中している可能性もある。市全体を見るために、他の場所の通行者数を測定する必要はないのか。
- 街づくり総務課長 : 通行者数については、毎年8月、任意の1日を選び測定している。具体的には、東西方向、南北方向、それぞれ20分間ずつ測定した数値を、1時間あたりの通行者数に換算し、それを毎時間測定し、1日の通行者数に換算している。投入できる人員や作業時間を勘案し、このような測定方法としており、職員が朝から夕方まで、常に測定しているという訳ではない。8月に行っている理由は、夏休みで人通りが多く、最大値に近い通行者数が計測できると考えたためである。また、指標として設定した理由は、当時、大和駅周辺で再開発事業を予定していたことから、事業の成果を計る指標にもなると考えたためである。大和市における中心市街地は大和駅周辺であり、プロムナードにおける通行者数により、ある程度評価できると捉えている。今後、大規模な再開発事業などを実施する場合は、他の駅周辺で通行者数を測定することがあるかもしれないが、現時点では予定していない。
- 委員 : 通行者数の測定に多額のコストが掛けられているのであれば、本末転倒になるので、確認のため質問をした。8月の中で1日だけ実施することなので、ほとんどコストは掛かっていないと思うが、データの信頼性を向上させるため、例えば春と秋の年2回測定するなど、データの取り方について見直したほうが良い。また、2、3か所程度で構わない

- ので、市内の他の場所でも測定した上で、指標とするべきだと思う。どこかが栄える一方で、他のどこかがさびれてしまったら、市街地の整備が計画的に進んでいるとは言えない。
- 会長 : 今後、後期基本計画を策定していく中で、ロジックツリーや指標をどのように設定していくか議論していきたい。
- 委員 : 大和駅の東側プロムナードは、南北方向への移動が不便であるため、プロムナード沿いの店舗が建替える際に、南北方向に移動しやすくするよう通路を設けるなど、回遊性を高める街づくりが必要だと感じる。また、資料3-2の4ページ、めざす成果6-3-2の「これまでの成果」の欄に、違法駐輪の台数が大きく減少した旨が記載されているが、大和駅周辺の駐輪場は満車の時が多く、付近には違法駐輪も見られる状況であり、需要に対して収容台数が足りていないのではないかと思う。市民の利便性を考えると、現在のような大規模な駐輪場を設置するよりも、小規模な駐輪場を分散して設置した方が良い。
- 道路安全対策課長 : 市の交通安全巡視員が月に一度、全ての駐輪場の状況を調査しており、その結果からは市内いずれの駅も収容台数は十分に足りていると認識している。「少しの時間だけなら」という考えで違法駐輪をする人が一定数いるため、そのように思われるかもしれないが、交通安全巡視員の指導により、違法駐輪は着実に減少している。
- 会長 : 違法駐輪は、めざす成果6-2-3「道路や公園を快適に利用している」の実現を妨げるものでもある。駐輪場や駐車場は、利用者が必要とする時に停められるよう、満車ではなく常に余裕がある状態が望ましい。先ほど議論のあったプロムナードの通行者数や駐輪場の状況など、ルーチンワークの調査だけで終わらせることなく、当該結果を都市整備に活かしていくことが重要であり、後期基本計画にも、その考えを反映していく必要がある。
- 委員 : 車のナビでは、道路の混雑状況がわかるようになっているが、そういった情報を市でも取得して渋滞する場所を特定し、道路計画などの施策に反映していくことも良いと思う。
- 委員 : 資料3-1の4ページ、めざす成果6-2-2の「これまでの成果」などに記載されている建築協定について、運営委員の高齢化により協定を継続できない地区が出てきている。せっかく結んだ協定がなくなり、街づくりに影響を及ぼすことはあってはならないと思うが、市はこの問題をどのように考えているか。
- 建築指導課長 : 現在11か所で建築協定を締結しており、うち3か所が今年度に更新を迎える。運営委員の高齢化といった課題も把握しているが、地域の皆様が守ってきた環境を維持できるよう、早い段階から協議を開始するなど、協定を更新できるように努めている。運営委員の負担軽減の観点から、複数の建築協定を地区計画に発展させた地域があるという実績も踏まえ、そのような手法も検討しながら運営委員会との調整を行ってきたい。
- 委員 : 建築協定を継続できなかった場合、つきみ野自治会には建築協約があるが、協約はどこの自治会にでもあるものではない。難しい問題ではあるものの、何かしらの対応策を考えていかなければならない。

- 会長 : 建築協定の期限は、建築基準法により定められており、それに伴い更新の手続きが発生する。法律との整合性を取る必要はあるが、期限までに協定の継続に反対する人がいない場合、自動更新される協定にすることも一つの方法である。ただし、自動更新にすると、年数の経過に伴って協定の存在を知らない人が増えてくることも考えられる。そのため、当該地域に市が建築協定の内容等を記した掲示板を設置して、協定が存在することを地域住民等に周知する必要があると思う。高齢化も進んでいく中で、地域住民の負担を軽減しつつ、良好なまち並みを形成する施策の実施に努めていただきたい。
- 建築指導課長 : 建築協定の自動更新については、現在検討を進めているところであり、市としてできることから実施していきたい。
- 委員 : 資料3-1の4ページ、めざす成果6-2-2の「これまでの成果」等に、大規模開発事業に関する記載がある。5,000㎡以上の土地取引が届出の対象になると思うが、該当する事例は過去に何件あったのか。中央林間地区に「ドレッセ中央林間」という大きなマンションが建設された後、学校の教室が不足したと聞いたが、大規模土地取引に該当した事例だったのか。
- 街づくり計画課長 : 平成30年の「大和市開発事業の方法及び基準に関する条例」の改正により、大規模土地取引時等の届出を新設して以降、実績は、令和元年度に2件、2年度に2件、3年度に1件、4年度に3件である。ドレッセ中央林間は、条例改正前に計画された物件であるため対象外である。
- 会長 : 当該条例は、大規模開発事業者と協力しながら計画的な街づくりを進めていくことを目的としており、一定の効果は出ていると思う。資料3-1の2ページ、めざす成果6-2-1の「これまでの成果」の欄に、「計画的かつ段階的な市街地整備の誘導を着実に進めた」とあるが、内山地区を見てみると、基盤整備がされないまま、空き地や農地がほとんどない状態になってしまっていると思われ、計画的に街づくりが進められたかは疑問である。中央森林地区の市街化区域編入に向けては、基本となる基盤整備を計画的に実施していただきたい。それでは続いて、議題(1)健康都市やまと総合計画・前期基本計画の施策評価について、個別目標6-3の説明を求める。
- 事務局 : **【資料2、資料3-2、資料4について説明】**
- 会長 : 資料3-2の2ページ、指標②「コミュニティバスの利用者数」については、確実にコロナ禍の影響を受けたと思うが、運行本数を減らしたことはあったか。
- 街づくり総務課長 : コロナ禍の影響により運行本数を減らしたことはなく、通常通りに運行している。
- 会長 : コロナ禍によって人々の生活様式が変化したので、新型コロナが収束したとしても、以前の利用者数には戻らない可能性がある。市民の利便性を考えると、運行本数を増やすことが効果的であるが、その分コストが掛かるため、市の財政負担も増えてしまう。経営上の観点からも一定の利用者数が必要になると思うが、その点についてどのように考えているか。

- 街づくり総務 課長 : コミュニティバスの運行については、この事業だけを捉えて収支を考えていない。仮に収支率が良ければ民間事業者が運行すべきものであるが、コミュニティバスが運行している地域では、民間事業者が参入するほど収益があがる路線ではない。しかし、少しでも収支率が上がるよう、より多くの市民にとって交通の利便性が向上するように努めている。また、テレワークの増加により、鉄道の利用者数が減っているが、コミュニティバスについては、もともと通勤に利用してもらうことを主な目的としているわけではないため、令和3年度末時点では、コロナ前と比べ、利用者数が約9割まで回復している。当課の調査では、コミュニティバスが運行している地域の高齢化の進展に伴い、コミュニティバスの利用者数は増加する傾向があるので、当面は現在の交通ネットワークを維持していく必要があると考えている。
- 会長 : 一方で、今後は、バスの運行による地球環境への影響も考慮する必要があることから、歩いて外出しやすい環境を整えるとともに、マイカーからバスへ、バスから徒歩や自転車へといった移動手段の転換についても、あわせて施策を展開していきたいと考えている。
- 委員 : 指標②「コミュニティバスの利用者数」の最終目標値を73万人としているが、どの程度コミュニティバスが利用されているのか、イメージしづらい。例えば、「運行1回あたりの利用者数」を指標にした方が、コミュニティバスの利用実態をイメージしやすく、審議会で評価する値として適切かもしれない。
- 街づくり総務 課長 : コミュニティバスについては、駅から遠い場所や坂の多い場所など、適切にルートが設定されている印象を受ける。資料3-2の5ページ、めざす成果6-3-1の「主要な事務事業の内容」にある「コミュニティバス運行事業」の令和4年度予算額が他年度の決算額と比較して多い理由を教えてほしい。
- 委員 : 令和3年度までは、運行事業費から運賃収入見込み額を差し引いたものを契約額としていたが、令和4年度は、運賃収入を歳入として別予算に計上して契約したため、予算としては増加しているように見えている。運行に係る委託費は変わっていない。
- 街づくり総務 課長 : コミュニティバスによる収益はどの程度か。
- 委員 : 収支率を見ると、路線によって違いはあるが、コロナ禍前で「のろっと」が約35%、「やまとんGO」が約20%となっている。
- 街づくり総務 課長 : 資料3-2の4ページ、めざす成果6-3-2の指標①「自転車の適正通行率」はどのように測定しているか。また、他の自治体では、自転車が交差点で二段階右折をするための待機場所設けているところもあるが、大和市にはない。車道の右折レーンを走行する自転車を目にすることもあるので、交差点における自転車通行帯の整備が必要と思う。
- 道路安全対策 課長 : 測定方法については、大和駅と中央林間駅の付近2か所で、朝7時から夜7時まで市の職員が通行した自転車の台数をカウントしている。交差点における自転車通行帯の整備については、警察との協議が必要となる。

- 委員 : 市域全体での適正通行を表す指標とするためには、2か所の測定では不十分だと思う。狭い道路では、交通ルールを守らない自転車が多い。また、交差点における自転車通行帯の整備については、実施している自治体もあるので、大和市でも検討してもらいたい。
- 道路安全対策課長 : 全ての駅での測定が理想であり、委託により実施することも考えられるが、コストの面を考えると実施は難しい。現時点では、市の職員によりできる範囲で実施せざるを得ない状況である。
- 委員 : 事情は理解する。そのような状況においても、できる限り自転車のマナーアップと通行環境の整備に力を入れて取り組んでほしい。
- 会長 : 交通ルールを守らない自転車は、高齢者にとって凶器となる。「大和市歩きスマホの防止に関する条例」が制定されたが、自転車に乗りながらスマホを見ている人も見受けられるので、自転車のマナーアップは重要な課題である。  
また、車道に自転車通行帯の整備を行う必要があるのですが、実際の整備には難しい面もあると思うが、自転車も歩行者も安全に通行できる道路構造に改善していくことが望ましい。
- 委員 : つきみ野野球場の付近では、逆走や無灯火などルールを守らない自転車を多く見かける。死亡事故などを起こした場合に、多額の損害賠償を請求され、被害者だけでなく加害者の人生も台無しになることを理解していないように見える。自転車安全利用講習会等では、どのように伝えているのか。
- 道路安全対策課長 : 大和市では、市立小学校5・6年生の児童と市立中学校の生徒を対象に、損害賠償責任保険がついた自転車運転免許証を交付している。交付に際しては、必ず交通安全教育を実施しており、高額な損害賠償を負うケースなど自転車事故の怖さについて伝えている。また、大人に向けては、講習会やキャンペーンを通じたチラシ配布等により自転車の危険性の周知を図っている。
- 委員 : 講習会を実施したら終わりではなく、成果が表れているのかをきちんと検証してほしい。
- 委員 : 「自転車の適正通行率」が指標として妥当なのかどうか。大和市の自転車事故は、平成24年の409件から令和3年にはほぼ半減しているとのことだが、減少したことで良しとするのではなく、事故の原因を分析する必要もある。車道を逆走したことが原因なのか、それとも無灯火などが原因なのか。いずれにしろ事故の原因を分析した上で、その原因を防止するための対策を立て、その対策の効果を把握できる適切な指標を設定して努力することにより、自転車の適正通行を実現できるのではないかと思う。
- 道路安全対策課長 : 現状、大和警察署から提供されるデータには事故原因が含まれていないため、市側で事故原因に関する分析を行うことは難しい。指標については、あらためて検討する必要もあると思うが、以前から用いている適正通行率の経年の変化を見ることで適正通行の状況の変化を知る一助となるため、成果を計る指標のひとつとして有効であると考えている。



- 委員 : 個人情報への配慮は必要だが、市として交通安全対策に取り組むためにも、大和警察署へ事故原因についても情報提供を求めた方が良いと思う。
- 会長 : 自転車事故の件数について、せめて対歩行者と対自動車の内訳がわかれば、事故の原因も少しは見えてくると思う。一方、事故の分析が不可能ということであれば、適正通行を守る人の増加に伴い、事故は減ると予想されるので、適正通行率の改善を目指すこともひとつの方法と考える。
- 道路安全対策課長 : 事故の相手が歩行者なのか、それとも自動車なのか、大和警察署提供のデータからはわからないが、事故の種類としては、出会い頭が最も多く、その他には追突、左折時の巻き込みなどが多い。
- 委員 : 損害保険会社に勤務し、事故対応をしていた経験からすると、歩行者の意識で自転車に乗っている人がたくさんいる。市が把握している件数は、人身事故の件数だと思うが、物件事故も含めるとさらに件数が増加すると予想する。出会い頭の事故を防ぐためには、各交差点の路面に一時停止を標示することが効果的である。小さな交差点への新規標示や、かすれて見えにくくなったものの再塗装をしっかりと行っていけば、事故の減少に繋がると思う。
- 会長 : 市が独自に路面標示を塗装することはできないので、警察や道路管理者など、関係機関等との協議を進め、事故の減少に向けて取り組んでいただきたい。  
個別目標6-3「誰もが移動しやすい都市をつくる」を実現するためには、健康づくりやSDGsの観点も踏まえつつ、事故を減少させるように、徒歩や自転車で安全かつ快適に外出できる環境を整えることが重要である。また、高齢化の進展に伴ってコミュニティバスの利用者が増えると予想されることから、費用負担のあり方を調査しつつ、利便性の高いコミュニティバスの運行に努めていただきたい。  
それでは続いて、議題(1)健康都市やまと総合計画・前期基本計画の施策評価について、個別目標5-2の説明を求める。
- 事務局 : **【資料2、資料3-3、資料4について説明】**
- 会長 : めざす成果5-2-1「犯罪の不安を感じることなく暮らしている」に関連し、犯罪の内訳等は把握しているか。
- 生活あんしん課長 : 資料4の21ページの「6. 大和市の犯罪認知件数内訳」で示すように、大和警察署から提供を受けたデータにより把握している。直近の令和3年を見ても、窃盗犯が最も多く、その中で自転車盗が221件と窃盗犯の28.9%を占めているのが特徴である。
- 委員 : 特殊詐欺の件数については、県内で最も多い状態が続いていたが、今年になってようやくワースト2位になった。大和警察署は力を入れて取り組んでいるようだが、市でも録音機能付き電話機の購入補助を行っているので、補助件数を指標にするなど、取り組み実績を示したほうが良い。
- 会長 : 高齢化の進展により、これからさらに増加する可能性がある特殊詐欺に備えるためには、先進自治体で実施している施策を参考にするなどして、一層の対策に取り組んでいく必要がある。

- 委員 : 資料3-3の2ページ、めざす成果5-2-1の「これまでの成果」の欄に、防犯灯2,371灯を新設したと記載されている。一方、資料4の21ページにある「8. 防犯灯の総数及び新設・交換・撤去した数」の「新設・撤去・交換」の平成29年から令和3年の数値を合計すると1,829灯になる。撤去・交換も含まれているのはわかるが、この違いについて教えてほしい。また、元々、自治会が所有していた防犯灯をLED化にあわせて市へ移管していると思うが、現時点では何割程度が移管されたのか。私道に設置されている防犯灯も市へ移管したのか。
- 生活あんしん課長 : 「これまでの成果」の欄に記載した2,371灯は、防犯灯を自治会から市へ移管した平成26年度以降に新設した件数であり、資料4の21ページの「8. 防犯灯の総数及び新設・交換・撤去した数」では示していない、平成29年度より前の新設の件数も含んでいるため大きな差がある。また、自治会が所有していた防犯灯について、移管が可能なものは、ほぼ全てを平成26年度に市へ移管しており、私道に設置されている防犯灯についても、地権者の了解を得た上で移管し、市が管理を行っている。
- 委員 : 資料3-3の9ページ、めざす成果5-2-1の「主要な事務事業」にある「街頭防犯カメラ整備事業」の令和3年度決算額及び令和4年度予算額が0円になっているが、街頭防犯カメラは引き続き設置していくのか。
- 生活あんしん課長 : 大和駅周辺に街頭防犯カメラを設置する予定であるため、「大和駅周辺防犯特別対策事業」に計上している。具体的には、令和3年度に設計業務を委託し、令和4年度に街頭防犯カメラ2台を設置する予定である。
- 会長 : めざす成果5-2-2の「交通事故の不安を感じることなく暮らしている」にある「交通事故」は、歩行者の事故を想定しているのか。
- 道路安全対策課長 : 歩行者だけではなく、自転車や自動車など全ての交通事故を対象としている。
- 会長 : 大和市が定めている「歩きスマホ防止条例」の中に、自転車の「ながらスマホ」は含まれているのか。
- 道路安全対策課長 : 自転車の「ながらスマホ」は、道路交通法で禁止されているため、「歩きスマホ防止条例」において、あらためて規定していない。
- 会長 : 自転車を運転しながらスマホを見ている人をよく見かける。条例が施行された直後は減ったような気がしたが、慣れとともに以前の状態に戻ってきているように感じるので、市民への啓発を継続的に行う必要がある。
- 市民相談課長 : 資料3-3の6ページ、めざす成果5-2-3「安心して消費生活を送っている」について、以前は訪問販売など対面型の消費者トラブルが多かったように思う。最近では通信販売における消費者トラブルが増えていると推測するが、市が行っている消費生活相談の中には、そのようなものも含まれているか。
- 会長 : 含まれている。
- 会長 : 相談業務も大事であるが、消費者トラブルを未然に防ぐために「賢い消費者」を増やすような事業は実施しているか。

- 市民相談課長 : 地域包括支援センターや民生委員児童委員協議会と連携し、要支援者になり得る方、注意が必要と思われる方に対して消費者トラブルに巻き込まれないよう、消費者意識の啓発を行っている。
- 会長 : そのような取り組みを行っていることを資料3-3の6ページからは読み取れないので、明示した方が良いと思う。巧妙化する手口に騙されないよう、情報社会における消費者生活の安全性を高める取り組みとして、様々な機会を捉えた啓発活動を行っていただきたい。
- 委員 : 資料3-3の6ページ、めざす成果5-2-3の指標①「消費生活相談の苦情件数のうち完結済みの割合」に関して、計画当初値98.8%に対して最終目標値は、わずか0.5ポイント増の99.3%と、誤差の範囲のような値であり、指標とする意義はないように思う。ここで言う「完結済み」とは、どの状況まで達した場合を指すのか。
- 市民相談課長 : 解決には至らず、斡旋不調等により相談者のご希望に添えない結果となった場合も、相談業務としては終了となるため、「完結済み」としている。
- 会長 : 解決に至った件数を把握しているのであれば、その割合を指標として、相談ではなく問題の解決に向けて取り組んだ方が良いと思う。より適切な指標を検討していただきたい。  
消防団について、大都市でも地方でも定員充足が難しいという話をよく聞かすが、大和市はどうか。
- 警防課長 : 250名の定員に対し、令和4年10月1日時点で213名であり、定員数には達していない。市と各消防団が協力して消防団員確保に向けた啓発活動を行っている。
- 会長 : 定員に達していなくても、消防団の活動に支障がないと理解してよいのか。
- 警防課長 : 既に大きな問題が発生しているわけではない。  
250名の定員に少しでも近づけたいと考えているが、会社勤めの市民が増え、平日の日中に活動できる人が減少している傾向にあることを課題として捉えている。
- 会長 : 消防団員がさらに減少していく場合、日中に活動できる団員と夜に活動できる団員で役割分担をしたり、大学生の消防団員を募集したりするなど、様々な方法を検討する必要があるかもしれない。
- 委員 : 資料3-3の8ページ、めざす成果5-2-4の指標③「救急車の医療機関到着までの所要時間」について、既に最終目標値を達成しているが、目標値の見直しや、別の指標への変更などは考えているか。
- 救急救命課長 : 目標値については、国が示している基準と大和市の現状を踏まえて決めたものである。令和3年中の全国平均はまだ出ていないが、令和2年中は40分を超えているため、現時点では全国平均を下回っている。令和3年中の全国平均を確認した上で、コロナ禍の影響も踏まえ、変更の必要性について検討したい。
- 会長 : コロナ禍により、出動件数が増加していると思うが、所要時間に大きく影響しているのか。コロナ禍が収まった場合、目標値を引き下げることはあるか。

- 救急救命課長 : 昨年の同時期と比較して、救急出動件数は約2,000件増えている。今夏の第7波の際には、受入先がなかなか決まらない救急搬送困難事例がメディアでも取り上げられたが、本市においても同様の事例がいくつか発生した。そのため、目標値の変更は、コロナ禍の状況を踏まえつつ、判断する必要があると考えている。
- 会長 : 後期基本計画を策定する際に、改めて検討していただきたい。
- 委員 : 何年も前から救急車の適正利用を呼び掛けているが、あまり改善されていないと聞いている。対策として救急車の有料化は検討しないのか。一律料金や距離に応じた料金など、有料化を実施している国もある。全ての患者に対して有料化する必要はないと思うが、搬送後に救急搬送が不要であったと判断された場合には、料金が発生するシステムを導入しても良いと思う。
- 救急救命課長 : 救急車の有料化については、平成27年頃まで国が検討していたが、現時点では、導入に至っていない。本市においては、救急搬送者の約5割が軽症と診断されている。ただし、この診断は、救急搬送時に医師がその後の対応に向けて簡易的に決める目安のようなものであり、全ての軽症者が不適正利用になるわけではない。市民への普及啓発としては、今年7月に救急車の適正利用に関するパンフレットを更新して配布したほか、広報媒体を通じた呼び掛けを行っている。また、健康福祉部で行っている「やまと24時間健康相談」の電話相談窓口の活用も周知していくなど、適正利用に向けた様々な取り組みを行っている。
- 会長 : 他に意見等がないようであれば、時間の関係上、本日の審議についてはここで終了し、今回の審議会で出た意見等については事務局でまとめることとする。

---

以 上